2　当該家屋の平成30年度の価額（平成30年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成31年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成32年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成31年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五　市町村長は、固定資産税に係る平成30年度における在来分の家屋のうち、平成30年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、平成30年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成30年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成30年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六　市町村長は、固定資産税に係る平成31年度又は平成32年度における在来分の家屋のうち、平成31年１月１日又は平成32年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、その平成31年度又は平成32年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

［七　略］

別表第７の２　山林の指定市町村表

都道府県名	市　町　村　名
［略］	［略］
三重県	松阪市
［略］	［略］

別表第９　木造家屋経年減点補正率基準表

１　専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
53,000点未満		53,000点以上83,000点未満		83,000点以上128,000点未満		128,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

2　当該家屋の平成27年度の価額（平成27年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成28年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成29年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成28年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五　市町村長は、固定資産税に係る平成27年度における在来分の家屋のうち、平成27年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、平成27年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成27年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成27年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六　市町村長は、固定資産税に係る平成28年度又は平成29年度における在来分の家屋のうち、平成28年１月１日又は平成29年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、その平成28年度又は平成29年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

［七　同左］

別表第７の２　山林の指定市町村表

都道府県名	市　町　村　名
［同左］	［同左］
三重県	熊野市
［同左］	［同左］

別表第９　木造家屋経年減点補正率基準表

１　専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
50,000点未満		50,000点以上79,000点未満		79,000点以上121,000点未満		121,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］